



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ②⑥ ●
利用者負担の軽減制度

～サービス利用料の軽減制度があります～

ヘルパーやショートステイ、施設入所などのサービスを利用すると、サービス利用料の10%と、食費・居住費（滞在費）などが利用者の負担になります。これらの利用者の負担を減額するために、下記の制度があります。利用者負担軽減を希望する方は、介護保険係へ申請してください。



● 利用者負担軽減の内容

訪問介護の利用者負担軽減【黒潮町独自事業】

この事業は、**訪問介護（ホームヘルパー）**を利用したときの利用者負担（サービス費用の10%）を、2分の1に軽減するものです。

対象者	世帯全員の収入の合計が年間120万円以下の方。 （生活保護を受けている方を除く） ※「世帯」には利用者を税金や健康保険の扶養者としている方を含む。
軽減内容	訪問介護の利用者負担（サービス費用の10%）を2分の1に軽減します。
申請方法	『申請書』と『収入申告書』を介護保険係に提出してください。 非課税収入がある方や、利用者を扶養にとっている家族が町外在住の場合などは、収入を証明する書類が必要です。

食費・居住費（滞在費）の軽減【負担限度額認定】

住民税世帯非課税の方や、生活保護を受けている方を対象に、**介護保険施設**や、**短期入所（ショートステイ）**利用時にかかる食費・居住費（滞在費）を軽減するものです。利用者負担の段階は、本人の収入などに応じて、第1～3段階に分かれます。

利用者負担段階	対象者	1日あたりの食費	1日あたりの居住費（滞在費）		
			ユニット型個室	ユニット型準個室 従来型個室※	多床室
第1段階	・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ・生活保護を受けている方 など	300円	820円	490円 (320円)	0円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方 など	390円	820円	490円 (420円)	320円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方 など	650円	1,640円	1,310円 (820円)	320円
基準費用額	《参考》軽減を受けなかった場合の平均的な費用額	1,380円	1,970円	1,640円 (1,150円)	320円

※（ ）内は介護老人福祉施設の従来型個室の額です。

社会福祉法人などによる利用者負担軽減

所得などが一定以下で生計が困難な方に対して、介護サービス事業者である社会福祉法人などが、利用者負担の一部を負担し、利用者負担を軽減する制度です。

対象者	<p>世帯全員が住民税非課税で、以下の①～⑤のすべてに当てはまり、総合的に検討して特に生計が困難であると町が認めた方。（生活保護を受けている方を除く）</p> <p>※「世帯」には利用者を税金や健康保険の扶養者としている方を含む。</p> <p>①年間収入（仕送りや、非課税収入を含む）が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下である。</p> <p>②預貯金などが単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下である。</p> <p>③世帯の居住のための家屋と日常生活に必要な資産以外に、利用できる資産を所有していない。</p> <p>④負担能力のある親族などに扶養されていない。</p> <p>⑤介護保険料を滞納していない。</p>
軽減内容	<p>対象サービスの利用者負担額（サービス費用の10%）と食費・居住費（滞在費）を4分の3に軽減する。 （世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方は2分の1に軽減する。）</p>
申請方法	<p>『申請書』と『収入状況等申告書』を介護保険係に提出してください。 非課税収入がある方や、利用者を扶養にとっている家族が町外在住の場合などは、収入を証明する書類が必要です。</p>
対象サービス	<p>この軽減を実施する社会福祉法人などが提供する以下のサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の利用者負担額と、食費・居住費 ※利用者負担第2段階の方は食費・居住費のみ対象。 ◆訪問介護の利用者負担額 ※その他の訪問介護利用者負担軽減認定者を除く。 ◆通所介護の利用者負担額と食費 ◆短期入所生活介護の利用者負担と食費・滞在費
実施事業所	<p>町内では、（社）黒潮福祉会が、シーサイドホームとかしま荘で、施設入所・短期入所・通所介護について、利用者負担の軽減を行っています。</p>

● 申請手続きについて

利用者負担の軽減を受けるためには、申請が必要です。申請に必要な書類は、介護保険係にあります。申請書の記入方法や、必要書類については、介護保険係か、ケアマネジャーにご相談ください。

● 有効期限の更新手続きについて

有効期間は、申請のあった月の初日から、翌年6月末まで（4～6月の申請はその年の6月末まで）です。現在、軽減を受けている方も、7月中に再申請が必要です。

対象者には、更新のお知らせをします。（施設入所中の方は、施設へお知らせします）

○お問い合わせ先 大方総合支所 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)
佐賀総合支所 健康福祉課 保険福祉係 ☎55-3112(直通)